

期限附教員研修

(講師、助教諭、養護助教諭、学校栄養士等)〔再任用を除く〕

芳賀4町教育委員会

1 趣旨

平成28年12月の中央教育審議会答申「教員の資質・能力の向上」では、これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められている。

本事業は、学習指導の指導技術や学級経営、児童生徒指導等、教育の専門家としての確かな力量の向上を図ることを目的としている。

実施する上での基本的な観点は以下のとおりとする。

- (1) 当該教員の学級担任としてのスキルアップにつながるサポート体制の構築。
- (2) 当該教員の学習指導技術を高め、児童生徒の学力向上につながるサポート体制の構築。

2 期日、内容等

	期 日	内 容	実施の手続き等	場 所
全体研修	日時未定 午後半日 【対象】全員	【研修会】 ①講話 芳賀四町教育研究協議会長 ②班別協議 ③振り返り	・対象者は実施要項を確認し、研修会に参加する。	市貝町役場 多目的ホール
※ 今年度は1学期の実施を見送り、2学期実施の予定です。				
授業実践研修	原則9月以降で日時は対象者に応じて 【対象】 県費期限附採用の経験が5年以内で、単独で授業を行っている教員	【授業実践】 ①担当指導主事が対象者の所属校を訪問し授業参観 ②担当指導主事との話合い (30分)	①対象者が管理職と相談をして、実施希望日を決定する。 ②対象者は担当指導主事と連絡を取り合い、授業実践期日を検討する。 ③対象者が管理職の承諾を得ることにより期日決定とする。 ④担当指導主事が対象者の所属校を訪問し、授業実践を通しての研修を行う。 ※派遣申請は不要。 ※授業の指導案は略案とする。	所属校

・授業実践研修については、対象外の県費期限附採用教員（講師、助教諭）も希望すれば実施することができる。

◎ 授業実践研修については、以下の項目に当てはまるものは、除く

- ・単独で授業を行っていない県費期限附採用教員
- ・過去に正規採用の実務経験がある教員

3 授業実践研修手続き上の確認事項

- ・授業実践研修会は原則として、2学期に行います。なお、採用期限が1学期で終了する先生については、6月下旬から1学期中に実施します。時期について要望があれば可能な限り対応します。
- ・日程については、必ず管理職の方と相談の上、決定してください。
- ・対象者の県費期限附教員が複数名いる場合、できるだけ同一日にしてください。
- ・合同訪問（今年度未実施）、学力向上指導員訪問（益子・茂木・市貝）、学力向上推進事業（芳賀）、要請訪問、校内研修等を兼ねても構いません。指導案もそれぞれの形式でかまいません。
- ※日程調整後、芳賀四町教育研究協議会より改めてご連絡します。希望に添えない場合もありますので、その際はご了承ください。
- ※授業参観の後、担当指導主事との話合いの場所を確保してください。

4 授業実践研修希望日の提出

(別紙) FAX 送信票に、希望日を記入の上、7月17日(金)までに芳賀四町教育研究協議会 (FAX 0285-81-5880) へ提出してください。複数名受講者がいる場合でも、一人一枚でお願いします。